

学生諸君

学生主事

令和7年度後期授業料徴収猶予及び月割分納について

このことについて、申請を希望する学生は、**自らが対象となるかを確認**の上、学生課学生係で申請書類を受け取り、手続きを済ませること。

記

1. 対象

(1) 徴収猶予の対象 (①~③いずれかに該当する場合)

- ① 経済的理由により、授業料の納付期限までに納付が困難な場合であり、かつ、学業優秀と認められる場合※
- ② 学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合
- ③ その他やむを得ない事情があると認められる場合

※申請書提出後、高専機構で定める家計・学力基準により判定させて頂きます。

(2) 月額分納の対象

学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事由があると認められる場合

2. 申請書類配付期間

令和7年3月下旬～4月14日（月）

3. 期間又は期限

徴収猶予：2月（※5年生・専攻科2年生は1月）の各口座振替日まで

月額分納：毎月の各口座振替日まで

4. 注意事項

- ① 徴収猶予の可否が決定されるまでは、授業料の徴収は猶予されます。
- ② 申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ③ 1～3年生の学生で「高等学校等就学支援金」制度の受給対象者は、授業料徴収猶予の申請をしなくても、支援金額が決定されるまで授業料の徴収が猶予されます。
- ④ 4・5年生の学生及び専攻科生で「高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免」制度の申請者は、授業料徴収猶予の申請をしなくても、授業料減免額が決定されるまで授業料の徴収が猶予されます。
- ⑤ 授業料徴収猶予の申請をしておらず、上記③及び④の制度にて支援金額等が決定した場合、学校が指定する期限までに授業料を納入する必要がありますので、納入が困難であると思われる場合、授業料徴収猶予の申請をしてください。

以上